

所沢市立公民館の使用ガイドライン

令和2年11月10日

第五版

(令和3年1月9日別紙改定)

1. 使用にあたって

感染拡大防止及び感染予防策として、以下のとおり制限があることをご理解ください

(1)各部屋の使用上限人数(※)以下で使用する

※学習室等については定員の半数、ホール・体育室については別紙参照

(2)下記の要件を満たすこと

①利用者同士の距離(できるだけ2m以上)を確保すること

②活動にあたっては、接触・密接・飛沫感染が起こらないよう配慮すること

③基礎疾患のある方に配慮できること

④その他、活動内容に応じた感染防止策を講じた上で使用すること

※体育室の使用は「所沢市地区体育館の使用ガイドライン」に準ずる

(3)受付の際に利用者全員の氏名及び緊急連絡先等を記載した名簿を提出すること

※この情報は必要(感染経路の確認等)に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを承諾する

2. 利用者の健康確認

利用者は来館前に検温を行い、以下に該当する場合は使用を見合わせる

(1)37.5度以上の発熱があった場合(または平熱比1度超過)

(2)息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合

(3)同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

(4)過去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合

3. 感染防止を意識した使用

(1)咳エチケットやマスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底

(2)消毒のできない備品類の借用はできません

(3)使用中30分に1回程度の換気をする(換気中は近隣へ配慮する)

(4)飲食を行わないこと

(ただし熱中症予防の水分補給はできます。こまめに水分補給をしましょう)

(5)ごみは各自持ち帰ること

(6)使用後は清掃とともに換気(15分程度)・接触部位の消毒を行うこと

4. 新型コロナウイルス感染症を発症した場合の連絡

使用終了後2週間以内に、利用者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して、速やかに報告すること

5. その他

感染防止のために施設管理者が決めたその他措置の遵守及び施設管理者の指示に従い使用すること

ホール・体育室の使用上限人数

令和3年1月9日

●ホール

【注意事項】

- ・使用内容によっては、記載の人数と異なる人数での使用をお願いする場合があります。
- ・使用内容による上限人数については、各館にお問い合わせください。

公民館名	室名	面積(m ²)	定員	使用上限人数	備考
中央公民館	ホール	-	350	175	
小手指公民館	ホール	-	272	145	
小手指公民館分館	ホール	-	300	150	
小手指公民館分館	音楽ホール	-	120	60	
富岡公民館	ホール	-	200	100	
吾妻公民館	ホール	-	220	110	
柳瀬公民館	ホール	-	258	129	
松井公民館	ホール	-	300	150	
新所沢公民館	ホール	-	240	120	
三ヶ島公民館	ホール	-	260	130	
山口公民館	ホール	-	197	98	
並木公民館	ホール	-	220	110	

●体育室

- ※ 3分の1使用する場合は12人、9分の1使用する場合は3人です。
 なお、卓球は1台につき3名までです。

公民館名	室名	面積(m ²)	定員	上限人数	備考
吾妻公民館	体育室	524	-	36	※所沢市地区体育館の使用ガイドラインに準じる
山口公民館	体育室	360	-	36	

- 上記以外の学習室等は、定員の半数が使用上限人数となります。